

令和6年度裾野市農業委員会5月総会 議事録

1. 開催日時 令和6年5月10日(金) 午後1時30分から午後3時50分
 2. 開催場所 裾野市役所401会議室
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	大庭 清宏	7	鈴木 知華	東	飯塚 邦彦	富岡	井上 恭男
2	荻田 弘明	8	高草 富一	東	芹澤 秀雄	富岡	杉山 守正
				西	市川 光一	富岡	渡邊 光永
4	勝又 和一	10	渡邊 博美	深良	大庭 洋行	須山	中村 偉文
5	杉山 邦利	11	杉山 克己	深良	勝又 勝美		
6	杉山 利博	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

3	勝又 直美	9	西島 則夫				
---	-------	---	-------	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 木原慎也 書記 関野悠樹 書記 西島敬光 書記 久保裕太郎

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

10	渡邊 博美	1	大庭 清宏
----	-------	---	-------

第3 議事

(1) 報第 3号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について

(2) 議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について

(3) 議第 3号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について

(4) 議第 4号 非農地証明願の裁定について

(3) 議第 5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について

7. 会議の概要

議 長

只今から令和6年度裾野市農業委員会5月総会を開会します。

本日の委員は12名中10名出席ですので、総会は成立しています。

議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

それでは、10番 渡邊博美委員、1番 大庭清宏委員にお願いします。

会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の久保裕太郎氏を指名します。

それでは、議事に入ります。報第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について番号1～7 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について

番号1～7

(議案朗読により説明)

議 長

ただ今の報第3号 番号1～7について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。

次に、議第2号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1、議第3号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について 番号1、議第4号 非農地証明願の裁定について 番号1は関連がありますので、一括して審議いたします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第2号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 4番 勝又和一委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、須山地区研修センターの約200m北西側に位置しています。

申請地は調整区域内の白地農地です。

面積は324㎡で、地目は公簿が畑、現況が休耕地です。

渡人は平成2年に相続により申請地を取得しましたが、農業経験や資機材が無く、手をかけることが難しい状況でした。

申請地は通作路が無いため、隣接地に住んでいて農業経験のある受人に売買することで話がまとまり、申請に至りました。

受人は75年ほどの農業経験があり、90才の今も耕作を行っています。また、受人の息子は会社員ですが、受人の補助として20年ほどの農業経験があり、年間100日ほど農業に従事しています。

経営農地の面積は、申請地を取得し、4条許可及び非農地証明後の面積で、1,149㎡です。

所有する農地は適切に維持管理され、従事日数の基準や地域との調和についても問題ありません。

耕作計画によると、露地野菜を中心に栽培する予定です。

周辺農地への悪影響は、特に無いと思われます。ご審議のほどお願いします。

事務局

続きまして、議第3号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

ひき続きまして、地区担当委員 4番 勝又和一委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、須山地区研修センターの約200メートル北西側に位置します。

申請地の現況は、畑となっています。

面積は、1筆で142㎡です。

申請地は、元々畑でしたが、一部に樹木を植え付けてはいるものの休耕地となって

いました。この度、自己住宅敷地の拡張を図り、庭敷地として一体化し、あわせて現在居住している農家住宅敷地内への進入路として整備する計画を立て、申請に至りました。

農地区分は第2種農地に区分されます。第2種農地は代替性の検討が必要ですが、自宅敷地に隣接する自己所有地は、申請地のみであり、立地基準は問題ないと思います。

今回の申請は、建築物や工作物に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要であることを、市の担当部署で確認しています。

また、農家住宅敷地面積の判断指標は、1,000㎡以内とされており、申請地を含む農家住宅敷地面積は813.6㎡であるため、転用面積は適正であり、一般基準を満たしていると考えられます。

申請地の北側は畑、西側は別所有者の宅地、南側は道路、東側は申請者の宅地に接しています。

申請地内の一部は樹木の管理がされており、休耕地部分は碎石敷きとし、雨水は自然浸透により処理します。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。

審議のほどよろしくお願いいたします。

事務局

続きまして、議第4号 非農地証明願の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

ひき続きまして、地区担当委員 4番 勝又和一委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

願出地は、須山地区研修センターの約200m北西側に位置します。

願出地の現況は、市道 4094 号線の道路敷地の一部として使用されており、面積は0.48㎡です。

願出人は昭和 59 年に相続により願出地を取得しましたが、平成4年に分筆登記されたときから道路の一部として利用されてきました。

願出地は生活上不可欠な通路として使用されており、かつ、道路の一部になってから10年以上経過しており、農地への復元が容易ではないと認められます。

今回の変更による周辺農地への影響はないと思います。ご審議ほどよろしくお願いいたします。

議 長

ただ今の議第2号 番号1、議第3号 番号1、議第4号 番号1について質疑等がありましたらお願いします。

それではお諮りします。議第2号 番号1、議第3号 番号1、議第4号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第2号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号2 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第2号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号2

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 2番 荻田弘明委員から議案について説明をお願いします。

ます。

地区担当委員

申請地は、上ヶ田区集会所の約350m北東側に位置しています。

申請地は調整区域内の青地農地です。面積は5筆合計で2,293㎡で、地目は5筆とも登記簿が田、現況が休耕地です。

渡人は、平成13年に相続により取得しましたが、高齢により手をかけることが難しい状況でした。

受人は、申請地に隣接する農地を所有し苗木の生産を行っており、農業経営を効率的に拡大するために売買により取得することで話がまとまり、申請に至りました。

受人は認定農業者で、主に花木を栽培しています。経営農地は約2.75ヘクタールで、効率的に管理されています。経験・技術についても問題ありません。

申請地取得後の経営農地は約2.98ヘクタールです。通作にかかる時間は車で2分程度です。

従事日数の基準や地域との調和についても問題ありません。

耕作計画によると、花木を栽培をする予定です。

周辺農地への悪影響は、特に無いかと思われます。ご審議のほどお願いします。

議 長

ただ今の議第2号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第2号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第2号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号3 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第2号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号3

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 杉山守正委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、富岡第二小学校の約450m南東側に位置しています。

申請地は調整区域内の青地農地です。面積は19筆合計で15354.35㎡で、地目は登記簿が田、畑、山林、原野、及び井溝で、現況が畑です。

渡人と受人は親子です。

今回、生前贈与により権利移動をするために、申請に至りました。

渡人である父は高齢のため現在は耕作を行っておらず、息子である受人とその妻が、芝、お茶、栗を生産しています。経営農地は約2.36ヘクタールで、効率的に管理されています。経験・技術についても問題ありません。

通作にかかる時間は車で2分程度です。

従事日数の基準や地域との調和についても問題ありません。

耕作計画によると、芝、お茶、栗を栽培をする予定です。

周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議のほどお願いします。

議 長

ただ今の議第2号 番号3について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第2号 番号3について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で決定することに決定します。
次に、議第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1 こちらの案件は、 が関係する案件になります。農業委員会法第31条第1項に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という規定があります。 議案審議の間、一時退席
します。

事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 推進委員 市川光一委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 利用権設定地は裾野市立西中学校テニスコートの南側に位置しています。
申請地は農業振興地域内にある農地で、地目は畑です。面積は、2筆合計 5,183 m²です。
貸人は、平成25年に相続により利用権設定地を取得しました。
平成26年から農地利用集積円滑化事業を活用して利用権を設定し、平成31年からは農地中間管理事業による賃借に切り替えました。
今回、令和6年5月末で終期を迎えるにあたり、継続して賃借することで話がまとまり更新に至りました。
借人は裾野市の認定農業者で、山林種苗、そばの栽培を行っています。経営農地は13,415 m²あり、効率的に管理されております。経験・技術にも問題はありません。
貸付期間は使用賃借で5年間です。
耕作管理計画によると、そばを作付する予定です。
周辺農地への影響は特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議 長 ただ今の議第5号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第5号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で決定することに決定します。

事務局

(議案朗読・投影写真により説明)

議長

地区担当委員

議長

(質問、意見等 なし)

議長

(全員挙手)

議長

事務局

(議案朗読・投影写真により説明)

議長

地区担当委員

利用権設定地はいずれも市街化調整区域内の白地農地で、地目は公簿が畑・田・用

悪水路・山林で現況が全て畑です。面積は8筆合計で4,277㎡です。

貸人は土地所有者の相続人の代表です。所有者は平成23年に亡くなっており、現在は相続の手続き中で、保全管理をしています。今後も管理を継続することが難しく、農協に相談していました。

今回、近隣で営農している借人に賃借について相談したところ、農地中間管理事業を活用して利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

借人は、市内の認定農業者であり、そば等の作付を行っています。経営農地は約85,000㎡あり、効率的に管理されております。農業経験・技術等も問題ありません。

貸付期間は10年間で、使用賃借によるものです。

耕作管理計画によると、借人と息子の2名で、そばを作付する予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議長 ただ今の議第5号 番号3について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第5号 番号3について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号4 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号4

(議案朗読・投影写真により説明)

議長 続きまして、地区担当委員 推進委員 渡邊光永委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 利用権設定地は、1箇所が富岡第一小学校から東に約180m、もう1箇所が富岡第一小学校から南東に約350mに位置します。

利用権設定地は、市街化調整区域内の青地農地で、地目は公簿現況ともに田です。面積は3筆合計4,816㎡です。

貸人は数年前に生前贈与により利用権設定地を相続しました。

貸人は普段勤めており、管理に手が回らないことから、水稻の作業委託及び保全管理を行っていましたが、利用してくれる人がいないか、前農業委員に相談していました。

借人は令和元年12月～令和5年8月まで 耕作放棄地の開墾から携わり、有機野菜を生産していました。現在は他の仕事をしながら、営農の準備を進めています。

令和6年3月からは で新規就農し、約500㎡の農地を借りて営農を開始しました。

今回、借人は裾野市で農地を借りて営農したい意向があり、市から候補地について、前農業委員に相談したところ、いくつか挙げてもらった候補地の中で、農地中間管理事業を活用して利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

借人が耕作している農地は効率的に管理されていることを確認しています。経験・技術についても、問題はありません。貸付期間は5年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、露地野菜を作付けする予定です。
周辺農地への影響は特に問題はないと思います。
ご審議をお願いします。

議 長 ただ今の議第5号 番号4について、質疑等がありましたらお願いします。

井上恭男委員 写真を見ると、現在すでに作付け済みではないか。

事務局 営農の準備のため、草刈りなどを行っている。また本格的な作付けの準備のため、試験的に一部耕作しているが、あくまで準備段階です。

議 長 ほかに質疑等がありましたらお願いします。
それではお諮りします。議第5号 番号4について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で決定することに決定します。
次に、議第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号5 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号5

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 推進委員 渡邊光永委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 利用権設定地は、上谷区集会所から南西に約100mに位置します。
利用権設定地は、市街化調整区域内の青地農地で、地目は公簿現況ともに田です。
面積は2,538㎡です。
貸人は土地所有者の相続人の代表です。所有者は令和4年に亡くなっており、現在は相続の手続き中で、利用権設定地では自家消費用の水稻を栽培していました。
借人は令和元年12月～令和5年8月まで 耕作放棄地の開墾から携わり、有機野菜を生産していました。現在は他の仕事をしながら、農業の準備を進めています。
令和6年3月からは で新規就農し、約500㎡の農地を借りて営農を開始しました。

今回、借人は裾野市で農地を借りて営農したい意向があり、市から候補地について前農業委員に相談したところ、いくつか挙げてもらった候補地の中で、農地中間管理事業を活用して利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

にある借人が耕作している農地は効率的に管理されていることを確認しています。経験・技術についても、問題はありません。

貸付期間は5年間で、使用貸借によるものです。
耕作管理計画によると、露地野菜を作付けする予定です。
周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

議長

ただ今の議第5号 番号5について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第5号 番号5について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号6 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第 5 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号 6

(議案朗読・投影写真により説明)

議長

続きまして、地区担当委員 推進委員 渡邊光永委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

利用権設定地は、上谷区集会所から南西に約 130m に位置します。

利用権設定地は、市街化調整区域内の青地農地で、地目は公簿現況ともに田です。

面積は $2,912 \text{ m}^2$ です。

貸人は平成 15 年に相続により農地を取得した後、水稻等を栽培しています。

借入は令和元年 12 月～令和 5 年 8 月まで

の開墾から携わり、有機野菜を生産していました。現在は他の仕事をしながら、営農の準備を進めています。

令和6年3月からは
しました。

今回、借人は裾野市で農地を借りて営農したい意向があり、市から候補地について

前農業委員に相談したところ、いくつか挙げてもらった候補地の中で、農地中間管理事業を活用して利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

にある借人が耕作している農地は効率的に管理されていることを確認しています。

経験・技術についても、問題はありません。

貸付期間は5年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、露地野菜を作付けする予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

ご審議をお願いします。

議長

ただ今の議第5号 番号6について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

事 業

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第5号 番号6について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。
次に、議第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号7 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号7

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 勝又勝美委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

利用権設定地は、深良 介護老人保健施設あいの郷（さと）から北西に約100mに位置します。

利用権設定地は、市街化調整区域内の青地農地で、地目は公簿が田・雑種地・畑、現況が畑・田です。

面積は11筆合計で8,395㎡です。

貸人は令和元年に農地を相続しましたが、普段は勤めており、週末に農作業を行い、保安全管理をしています。

借人は令和元年12月～令和5年8月まで 耕作放棄地の開墾から携わり、有機野菜を生産していました。現在は他の仕事をしながら、営農の準備を進めています。

令和6年3月からは で新規就農し、約500㎡の農地を借りて営農を開始しました。

今回、借人は裾野市で農地を借りて営農したい意向があり、市から候補地について、前農業委員に相談したところ、いくつか挙げてもらった候補地の中で、農地中間管理事業を活用して利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

の借人が耕作している農地は効率的に管理されていることを確認しています。

経験・技術についても、問題はありません。

貸付期間は5年間で、年間30,000円です。

耕作管理計画によると、露地野菜を作付けする予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

ご審議をお願いします。

議 長

ただ今の議第5号 番号7について、質疑等がありましたらお願いします。

高草富一委員

借人の 年齢はおいくつですか。

事務局

35歳です。

高草富一委員

作付面積も多いし、耕作地も点在しているが、本当にできるのか。

事務局

今回4件分で約18,000㎡を借りることになり、事務局のほうでも本当にできるか疑問に思っていましたが、先日、 事務局、JA、大庭清宏委員と面談を行い、状況の確認をしました。

当初はトラクターを持っていませんでしたが、その後購入していました。

人手につきましては、お父さんに手伝ってもらって営農の準備をしているとのこと

です。

草刈りなどの準備も始めていまして、管理されているところはきれいにされていて、一部すでにジャガイモの作付けもしています。

計画的にいつどこに何を作付けするかなどの計画も立てていて、また、ご本人もまだ余力があり自信もあるとのこと。

まだ若くやる気もあるため、事務局としては応援したいと考えております。

ただ、利用権設定地北側にある田の耕作者が田に水を張ったところ、水路が壊れて利用権設定地が水に浸ってしまい、機械も入れられないという問題が起きました。

また、南側の畑は開墾から始めないといけないため、手間もかかるため、現状借りるのは難しいかなと考えており、今回一旦審議を諮らせていただきますが、今後水路の復旧の目途が立たない場合は、合意解約になるかもしれません。

議 長

ほかに質疑等がありましたらお願いします。

それではお諮りします。議第5号 番号7について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号8 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号8

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 2番 荻田弘明委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

利用権設定地は、富岡コミュニティセンターから西へ約200mに位置します。

利用権設定地は、市街化調整区域内の白地農地で、地目は公簿が畑・原野、現況は畑です。

面積は5筆合計3,223.02㎡です。

貸人は土地所有者の相続人の代表です。所有者は令和4年に亡くなっており、現在は相続の手続き中です。利用権設定地は、保安全管理状態となっていますが、管理を続けることが難しく、農協に相談していました。

借人は、現在市内で利用権を設定し、露地野菜・キヌアを栽培しています。

今回、借人が経営規模拡大の意向があり、農協が仲立ちとなり、農地中間管理事業を活用して利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

借人の経営農地は3,825㎡ですが、効率的に管理されており、経験・技術にも問題はありません。

貸付期間は5年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、露地野菜、キヌアを作付する予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

ご審議をお願いします。

議 長

ただ今の議第5号 番号8について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第5号 番号8について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。
ではこれをもって令和6年度裾野市農業委員会5月総会を閉会します。

令和6年5月10日（会議録署名人）

10番署名人

渡邊博美

1番署名人

大庭清宏